

滝沢市地域包括支援センター運営業務受託候補者審査委員会設置要領

(令和2年7月15日市長決裁)

(趣旨)

第1 滝沢市が、地域包括支援センター運営業務受託法人を選定するにあたり、その候補者となる法人（以下「候補者」という。）の審査を、公平かつ適正に実施するため、滝沢市地域包括支援センター運営業務受託法人審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告する。

- (1) 候補者の選定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3 委員会は、委員6名以内をもって次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 滝沢市高齢者保健福祉協議会委員の内、関係団体以外の学識経験者2名
- (2) 滝沢市福祉部長
- (3) 滝沢市高齢者福祉課長
- (4) 滝沢市地域包括支援センター所長
- (5) 滝沢市財務課職員の内1名

(任期)

第4 委員の任期は、第2に規定する報告をもって終了する。

(会議等)

第5 委員会は、委員長を置き、委員のうちから互選する。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

- 2 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(選定)

第7 候補者の選定に当たっては、別に定める「滝沢市地域包括支援センター運営業務受託候補者選定要領」による。

(守秘義務)

第8 委員は、この委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、滝沢市福祉部地域包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。